

厳選用語集(適する語句および数字を記入して用語集を完成させてください。)

## 【ライフプランニングと資金計画】

〈語句・数字〉

税理士法	税理士法の規定により、(ア)的な税務相談は税理士以外行ってはならないため、税理士資格を有しないFPは(イ)的な税務相談にとどめる必要がある。	ア. 具体 イ. 一般
金融商品取引法	金融商品取引法では、金融商品取引業は、(ア)の登録を受けた者でなければ行うことができないとしている。	ア. 内閣総理大臣
可処分所得	年収から税金(所得税・住民税)と(ア)料を差し引いて算出する。	ア. 社会保険
6つの係数	(ア)係数:「現在の金額」から「将来の金額」を算出する際に用いる。	ア. 終価
	(イ)係数:「将来の金額」から「現在の金額」を算出する際に用いる。	イ. 現価
	(ウ)係数:「積立金額」から「積立総額」を算出する際に用いる。	ウ. 年金終価
	(エ)係数:「積立総額」から「積立金額」を算出する際に用いる。	エ. 減債基金
	(オ)係数:「取崩金額(＝年金額)」から必要となる「貯蓄元本」を算出する際に用いる。	オ. 年金現価
	(カ)係数:「貯蓄元本」を均等に取崩す場合の「取崩金額(＝年金額)」を算出する際に用いる。	カ. 資本回収
労働者災害補償保険(労災保険)	業務上および(ア)における病気、ケガなどに対して給付を行う。保険料は(イ)が全額負担し、保険料率は(ウ)により異なる。	ア. 通勤途上 イ. 事業主 ウ. 業種
基本手当	離職の日以前(ア)年間に通算被保険者期間が原則(イ)か月以上ある失業者に支給されるが、ハローワークに出頭後(ウ)日間(待期間)は(エ)にかかわらず給付されない。	ア. 2 イ. 12 ウ. 7 エ. 離職理由
高年齢雇用継続給付	現役時代の給与に比べ、(ア)歳以降または再就職後の賃金が(イ)%未満に低下した場合に給付される。	ア. 60 イ. 75
療養の給付(健康保険)	病院で支払う医療費の自己負担割合は、小学校就学前までは(ア)割、小学校就学から70歳未満(イ)割、70歳以上75歳未満(平成26年4月以降に70歳になる者)は原則(ウ)割、一定の高所得者は(イ)割となっている。	ア. 2 イ. 3 ウ. 2
傷病手当金	欠勤(ア)日目から起算して最長(イ)まで、健康保険から支給される。	ア. 4 イ. 1年6か月
出産育児一時金	全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者が、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは、出産育児一時金として一児ごとに(ア)万円が支給される。	ア. 42
任意継続被保険者制度	退職前継続して(ア)か月以上の被保険者期間があれば、資格喪失日から20日以内に手続きすることで、退職後もこれまで加入した健康保険に継続して加入することができる。ただし、最長(イ)年間まで。	ア. 2 イ. 2
後期高齢者医療制度	原則(ア)歳以上の者は、これまで加入していた公的医療保険制度から脱退してこれに加入する。運営は都道府県単位で設立された後期高齢者医療(イ)が行うが、手続きなどは(ウ)が行う。	ア. 75 イ. 広域連合 ウ. 市町村
公的介護保険	保険者である(ア)の認定(要介護・要支援)を受けることで給付が受けられる。なお、第1号被保険者は(イ)歳以上、第2号被保険者は40歳以上(イ)歳未満の者である。介護サービスを受けた際の自己負担割合は、そのサービスにかかった費用の(ウ)割である。	ア. 市町村 イ. 65 ウ. 1
国民年金第3号被保険者	国民年金の第2号被保険者に扶養される(ア)歳以上(イ)歳未満の配偶者。第3号被保険者になるには、(ウ)を経由して手続きしなければならない。	ア. 20 イ. 60 ウ. 配偶者の勤務先
若年者の国民年金保険料猶予制度	(ア)歳未満の若年者が失業等により納付が困難な場合に保険料の納付が猶予される。なお、10年以内にその期間に係る保険料の追納がない場合、老齢基礎年金の(イ)には反映されない。	ア. 30 イ. 年金額
老齢厚生年金	老齢基礎年金の受給資格および厚生年金加入期間(ア)か月以上を満たす場合に、原則(イ)歳から受給できる。	ア. 1 イ. 65
特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金は、原則として、昭和(ア)年4月2日以後に生まれた男性には支給されない。	ア. 36
繰上げ(繰下げ)受給	老齢基礎年金および老齢厚生年金を65歳より早く(遅く)受給することができるが、繰上げ受給では月あたり(ア)%の減額率、繰下げ受給では(イ)%の増額率で年金が減額(増額)される。	ア. 0.5 イ. 0.7
障害基礎年金の受給要件	原則として、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間のうち、保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が(ア)以上あることが必要。	ア. 2/3
遺族厚生年金の年金額	遺族厚生年金の年金額は、原則として、老齢厚生年金の報酬比例部分の額の(ア)に相当する金額である。	ア. 3/4
確定拠出年金	加入者本人が掛金の運用を行い、その運用成果により将来の年金額は変動する。公務員や国民年金第(ア)号被保険者は企業型・個人型いずれにも加入できないが、国民年金第(イ)号被保険者は個人型に加入することができ、国民年金基金の掛金と合算して月額(ウ)円まで拠出することができる。	ア. 3 イ. 1 ウ. 68,000
元利均等返済と元金均等返済	「(ア)均等返済」は毎回の元金部分の返済額が一定で、「(イ)均等返済」に比べると返済開始当初の返済額は多くなるが、総支払額は少ない。	ア. 元金 イ. 元利
繰上げ返済	住宅ローンの繰上げ返済には「(ア)短縮型」と「(イ)軽減型」があるが、将来の金利負担軽減効果が大きいのは(ア)短縮型である。	ア. 期間 イ. 返済額
フラット35	フラット35の融資額は、(ア)万円以下で、建設費または購入価額の(イ)%以内である。なお、金利は(ウ)時点のものが適用される。	ア. 8,000 イ. 100 ウ. 融資実行
教育一般貸付	国が日本政策金融公庫を通じて行っている教育ローン。融資限度額は、学生・生徒1人につき(ア)万円、返済期間は原則(イ)年以内である。	ア. 350 イ. 15
日本学生支援機構	学力基準と家計基準を満たした者に奨学金を貸与しており、第一種奨学金は(ア)利子、第二種奨学金は(イ)利子で貸与される。	ア. 無 イ. 有

## 【リスクと保険】

(語句・数字)

生命保険の保険料	(ア)や収支相当の原則に基づき、主として3つの予定基礎率を用いて算出される。なお、生命保険の保険料は純保険料と(イ)保険料に大別され、このうち純保険料は予定死亡率と予定(ウ)率に基づいて算出される。	ア. 大数の法則 イ. 付加ウ. 利
責任開始期	「申込み」、「(ア)」、「第1回保険料(充当金)の払込み」の3つが完了したときから保険会社は契約上の責任を開始する。	ア. 告知(診査)
告知義務違反	告知義務違反があった場合、保険会社は契約を解除することができるが、保険会社が解除原因を知ったときから(ア)行使しないときは解除権が消滅する。	ア. 1ヶ月間
自動振替貸付	保険会社が自動的に保険料を立て替えて契約を有効に継続させる制度。ただし、貸付けは、(ア)の一定範囲内となっている。	ア. 解約返戻金
払済保険	保険料の払い込みを中止し、解約返戻金をもとに、(ア)を変えずに保険契約を継続させる。なお、入院特約などの特約は消滅する。	ア. 保険期間
契約転換制度	現在加入している生命保険の(ア)を同じ保険会社の新しい生命保険契約の一部に充当するもので、転換する際に(イ)が必要となる。	ア. 責任準備金 イ. 告知(診査)
定期保険	保険期間中に保険事故が発生した場合のみ死亡保険金等が支払われ、被保険者が満期まで生存した場合には(ア)は支払われない。	ア. 満期保険金
通減(通増)定期保険	保険期間の経過により(ア)が徐々に減る(増える)定期保険であるが、(イ)は一定である。	ア. 保険金額 イ. 保険料
養老保険	(ア)保険に区分され、一般に(イ)保険金と死亡・高度障害保険金は同額である。	ア. 生死混合 イ. 満期
子ども保険	契約者(一般には親)が死亡した場合は、以後の保険料払込が(ア)され、商品によっては(イ)年金などが支払われる商品もある。	ア. 免除 イ. 育英
確定年金	年金支払期間内であれば、被保険者の(ア)に関係なく年金が支払われる。	ア. 生死
特定疾病保障保険	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中と診断された場合に(ア)保険金を生前に受け取ることができる。また、(ア)保険金を受け取ることなく死亡した場合には(イ)にかかわらず死亡保険金を受け取れる。ただし、(ア)保険金や死亡保険金を受け取ると契約は消滅する。	ア. 特定疾病 イ. 死亡原因
リビング・ニーズ特約	被保険者が余命(ア)ヵ月以内と医師により診断された場合に、その(イ)にかかわらず生前に死亡保険金の前払い請求ができる。	ア. 6 イ. 原因
傷害特約	被保険者が不慮の事故等で死亡した場合には災害死亡保険金が、障害状態になった場合は(ア)給付金が支払われる。	ア. 障害
一部保険	火災保険において、保険金額が(ア)に満たない保険のこと。	ア. 保険価額
地震保険の保険金額	地震保険は単独で加入することはできず、住宅火災保険等に付帯して加入するが、この主契約の保険金額の30%～(ア)%の範囲内で保険金額を設定する。ただし、建物(イ)万円、家財1,000万円が限度額となっている。	ア. 50 イ. 5,000
失火責任法	(ア)による失火で隣家を全焼させた場合、失火者は隣家に対して(イ)責任を負わない。	ア. 軽過失 イ. 損害賠償
自賠償保険	(ア)事故を対象とした強制保険で、死亡による損害に係る保険金の限度額は、被害者1人あたり(イ)万円である。	ア. 人身 イ. 3,000
人身傷害補償保険	(ア)成立を待たずに、(イ)割合に関係なく損害額の全額について(契約金額の範囲内で)保険金が支払われる。	ア. 示談 イ. 過失
対人賠償保険	人身事故のケースで、(ア)の保険金を超える部分について保険金を支払う。	ア. 自賠償保険
普通傷害保険	国内外を問わず、職場のケガも補償するが、(ア)は対象外(特約を付帯すれば補償される)となっている。	ア. 地震
家族傷害保険	補償内容は普通傷害保険と同様であるが、被保険者の範囲が、本人、本人の配偶者、ならびに本人または配偶者と(ア)を一にする(イ)の親族、別居の未婚の子までとなっている。	ア. 生計 イ. 同居
国内旅行傷害保険	国内旅行中の傷害を補償対象とし、(ア)食物中毒も特約なしで補償される。ただし、(イ)は対象外となっている。	ア. 細菌性 イ. 病気
個人賠償責任保険	商店で商品を損壊したケースは補償されるが、他人からの(ア)物、(イ)物を損壊したケースでは免責とされる。	ア. 借り イ. 預り
ハーフタックスプラン	法人が養老保険契約に保険料を支払った場合、その保険料の(ア)を福利厚生費として損金に算入することができるが、役員・従業員を被保険者として普遍的加入させ、死亡保険金の受取人を被保険者の(イ)、満期受取人を法人とすることが必要である。	ア. 1/2 イ. 遺族
生産物賠償責任保険	企業が(ア)、(イ)した製品等(弁当なども含む)の欠陥により、人の身体および財物に損害を与えた場合に備える保険。	ア. 製造 イ. 販売
生命保険契約者保護機構	日本国内で営業する生命保険会社に加入が義務付けられているが、(ア)、(イ)保険業者、民営化前に加入した簡易生命保険は加入対象外となっている。生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構により、破綻時点の補償対象契約(高予定利率契約を除く)の責任準備金等の(ウ)%まで補償される。	ア. 共済 イ. 少額短期 ウ. 90
損害保険契約者保護機構	自賠償保険や家計地震保険は保険金の(ア)%が補償されるが、任意の自動車保険などは保険会社破たん後3ヵ月間は(ア)%、3ヵ月経過後は(イ)%しか補償されない。	ア. 100 イ. 80

## 【金融資産運用】

(語句・数字)

GDP(国内総生産)	国全体の経済規模を示す経済指標であり、名目GDPと(ア)GDPがある。通常、(ア)GDPの増加率が(イ)率と呼ばれている。	ア. 実質 イ. 経済成長
業況判断DI	日本銀行が実施する(ア)では、企業経営者に対して景気の現状と先行きについてアンケート調査を行っている。(ア)で最も注目度が高いとされているのが業況判断DIで、(イ)と回答した企業の割合から(ウ)と回答した企業の割合を差し引いて算出する。	ア. 日銀短観 イ. 良い ウ. 悪い
企業物価指数	日本銀行が毎月実施する物価調査であり、(ア)物価指数に比べその変動率は大きい。	ア. 消費者
公開市場操作	日本銀行が買いオペを実施すると金利は(ア)し、売りオペでは金利は(イ)する。したがって、金融の引締めのために行われるのは売りオペである。	ア. 低下 イ. 上昇
短期金融市場	インターバンク市場と(ア)市場があり、インターバンク市場には(イ)市場と手形市場がある。	ア. オープン イ. コール
デフレーション	物価が継続的に下落して、相対的に通貨価値が上昇する。一般に、資金需要の減少による市中金利の(ア)がみられる。	ア. 低下
発行価格	(ア)債を購入する際の価格のこと。必ずしも(イ)金額(=100円)で発行されるわけではない。	ア. 新発 イ. 額面
アンダーパー発行	額面金額よりも(ア)い価格で発行され、償還期限まで保有すると償還(イ)が発生する。	ア. 低 イ. 差益
最終利回り	(ア)債を購入し、償還期限まで保有した場合の利回りであるが、購入する際は債券市場で購入するので、必ずしも(イ)金額(=100円)で購入できるわけではない。	ア. 既発 イ. 額面
投資適格債	格付け会社の格付けが(ア)格以上の債券。	ア. BBB
個人向け国債	償還年限により、10年、5年、3年に区分されるが、どれも(ア)発行されている。	ア. 毎月
日経平均株価	東京証券取引所第(ア)部に上場している(イ)銘柄から構成され、株式分割などがあっても連続性を保つため修正された株価指標である。	ア. ー イ. 225
PER	株価収益率とも呼ばれ、(ア)を1株当たり(イ)で除して算出し、これが低いと(ウ)と判断される。	ア. 株価 イ. 純利益 ウ. 割安
株式投資信託	約款上(ア)を組み入れることが可能な投資信託であって、組み入れ資産に(ア)が含まれていなくても、組み入れることが可能であればこれに該当する。	ア. 株式
単位型(ユニット型)投資信託	運用開始後は(ア)購入ができないタイプの投資信託。これに対してオープン型は(ア)購入が可能。	ア. 追加
信託報酬	投資信託の保有期間中、その運用や管理の対価として(ア)から日々差し引かれる費用のこと。	ア. 信託財産
パッシブ運用	日経平均株価などのベンチマークに(ア)することを目的とした運用スタイルで、(イ)ファンドがその代表例である。	ア. 連動 イ. インデックス
バリュー投資	(ア)な銘柄に投資をする運用方法。	ア. 割安
為替差損	為替レートが(ア)方向に変動した場合に、保有している外貨建て商品に発生する。	ア. 円高
外貨建てMMF	個人が得た外貨建てMMFの為替差益は、所得税法上(ア)となる。	ア. 非課税
相関係数	(ア)から1までの数値で示され、「相関係数=(ア)」は、2つの証券等が全く逆の方向に値動きすることを表わす。	ア. -1
決済用預金	「(ア)、要求払い、決済サービスを提供できる」以上3つの要件を満たす預金。当座預金や利息の付かない普通預金などがこれに該当し、その(イ)が預金保険制度による預金保護の対象となる。	ア. 無利息 イ. 全額
投資者保護基金	その会員である金融商品取引業者の経営破綻等により、会員が一般顧客から預託を受けていた有価証券・金銭の返還が困難となった場合、一般顧客1人につき(ア)万円を上限に金銭による補償を行う。	ア. 1,000
金融商品販売法	金融商品販売業者は、金融商品の販売に際し顧客に対して(ア)の説明をしなければならない場合においてその説明をしなかったときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。	ア. 重要事項

## 【タックス・プランニング】

(語句・数字)

間接税	税金を負担する者(担税者)と納税義務を有する者(納税義務者)が(ア)税金であり、消費税や酒税がこれに該当する。	ア. 異なる
国税と地方税	税金は国税と地方税に区分できるが、所得税と法人税はいずれも(ア)税である。	ア. 国
暦年単位課税	所得税では、(ア)月1日から(イ)月31日までの期間について税額を計算する。	ア. 1 イ. 12
分離課税	他の所得と分離して税額計算を行う。一時所得は原則(ア)課税されるが、退職所得は(イ)課税の対象となっている。	ア. 総合 イ. 分離
超過累進税率	課税標準が大きくなるに応じて税率が高くなる税率で、(ア)課税の対象となる所得ではこれが適用される。	ア. 総合
所得税の非課税財産	公的(ア)年金や公的(イ)年金、入院した場合に給付される(ウ)給付金などは非課税財産に該当する。	ア. 障害 イ. 遺族 ウ. 入院
非居住者	居住者以外の個人を非居住者といい、(ア)源泉所得のみが所得税の対象となる。	ア. 国内
退職所得控除額	退職所得計算上、退職収入金額から控除される。勤続年数が20年超の場合は、「(ア)万円+(イ)万円×(勤続年数-20年)」となる。	ア. 800 イ. 70
給与所得控除額	給与所得の金額の計算において、給与等の収入金額からこれを控除することができる。なお、給与所得控除額の上限は(ア)万円となっている。	ア. 245
一時所得の課税対象額	「一時所得×(ア)」が課税対象額とされ、他の所得と合算されて(イ)金額に算入される。	ア. 1/2 イ. 総所得
返還を要する敷金	不動産所得計算上、これは総収入金額に算入(ア)が、返還を要しない敷金は総収入金額に算入(イ)。	ア. しない イ. する
売上原価	事業所得計算上、収入金額からこれを必要経費として控除できる。なお、「年初商品棚卸高+本年商品(ア)-一年末商品棚卸高」にて算出する。	ア. 仕入高
概算取得費	譲渡所得計算上、実際の取得費が不明な場合には、「譲渡収入金額×(ア)%」を譲渡収入金額から差し引くことができる。	ア. 5
金融類似商品に該当する一時払養老保険	その差益については、所得税・住民税あわせて(ア)%の税率による源泉分離課税が適用される。	ア. 20
損益通算	(ア)所得、(イ)所得、山林所得、(ウ)所得の損失金額を他の所得から差し引くこと。ただし、土地の取得に要した負債の利子などは損益通算することができない。	ア. 不動産 イ. 事業 ウ. 譲渡
配偶者控除	納税者が合計所得金額(ア)万円以下の配偶者を扶養する場合に受けられる所得控除で、この要件を満たした配偶者を(イ)配偶者という。	ア. 38 イ. 控除対象
配偶者特別控除	納税者が合計所得金額(ア)万円超76万円未満の配偶者を扶養する場合に受けられる所得控除であるが、納税者本人の合計所得金額(イ)万円以下でないと適用が受けられない。	ア. 38 イ. 1,000
扶養控除	納税者が配偶者以外の親族(合計所得金額38万円以下)を扶養する場合に受けられる所得控除であるが、(ア)歳以下の親族は控除の対象にならない。	ア. 15
一般の生命保険料控除	平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約に係る一般の生命保険料控除(所得税)の控除限度額は(ア)円である。	ア. 40,000
医療費控除	本人あるいは生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合に認められる所得控除であり、「(ア)医療費-保険金等で補填される金額-(イ)万円」で控除額を算出する。ただし、人間ドックの費用は、重大な疾病が発見され、その後治療を行った場合に限り控除の対象となる。	ア. 実際に支払った イ. 10
基礎控除	全ての納税者に一律(ア)万円(所得税)の基礎控除が認められている。	ア. 38
確定申告が必要な所得控除	給与所得者であれば年末調整で所得控除の適用が受けられるが、(ア)控除、(イ)控除、(ウ)控除の適用には確定申告が必要である。	ア. 医療費 イ. 雑損 ウ. 寄付金
住宅借入金等特別控除	償還期間(ア)年以上の住宅ローンにより、床面積(イ)㎡以上のマイホームを購入した場合に受けられる税額控除。なお、店舗併用住宅を取得したケースであっても、床面積の(ウ)㎡以上が専ら居住の用に供されていれば適用が受けられる。	ア. 10 イ. 50 ウ. 1/2
住宅借入金等特別控除の控除額	住宅借入金等特別控除の控除額は、一般住宅を取得したケースでは「年末時点における住宅ローンの残高(上限あり)×控除率(ア)%」で計算する。	ア. 1
配当控除	上場株式の配当について配当控除の適用を受けるには(ア)課税を選択して、確定申告を行うことが必要である。	ア. 総合
青色申告特別控除額	青色申告者は、所得の計算上これを控除することができる。一定の要件を満たした場合は(ア)万円が、要件を満たさない場合は(イ)万円が控除される。なお、青色申告者は、備えるべき帳簿書類については、原則(ウ)年間保存しなければならない。	ア. 65 イ. 10 ウ. 7
建物の減価償却方法	納税者は任意に定額法あるいは定率法を選択できるが、平成10年4月1日以降に取得した建物については(ア)法が適用される。	ア. 定額
消費税の非課税取引	土地の譲渡および貸付け、建物のうち(ア)の貸付け、などの取引には消費税は原則課税されない。	ア. 住宅

## 【不動産】

(語句・数字)

登記事項証明書の権利部	権利部は、「(ア)区」と「(イ)区」に分けられ、(ア)区には所有権に関する事項が、(イ)区には所有権以外の権利に関する事項が記載される。なお、登記事項証明書は誰でも交付を受けることができる。	ア. 甲 イ. 乙
普通借地権	更新があるタイプの借地権で、初めての契約は(ア)年以上、最初の更新時は(イ)年、2回目以降の更新では(ウ)年で契約する。なお、借地上に(エ)が存在していれば、借地人からの更新請求あるいは土地の使用継続により更新が認められる。	ア. 30 イ. 20 ウ. 10 エ. 建物
一般定期借地権	更新のないタイプの借地権で、(ア)年以上で契約する。なお、契約に当たっては公正証書等の(イ)で契約しなければならない。	ア. 50 イ. 書面
(普通)建物賃貸借	更新があるタイプの建物賃貸借で、(ア)年以上の期間を定めて契約しなければならないが、(ア)年未満の期間を定めた場合は(イ)賃貸借とみなされる。	ア. 1 イ. 期間の定めのない
定期建物賃貸借	更新のないタイプの建物賃貸借で、契約期間は当事者で(ア)ことができるが、契約に当たっては公正証書等の(イ)で契約しなければならない。	ア. 自由に決める イ. 書面
分離処分禁止の原則	(ア)利用権が数人で有する所有権その他の権利である場合、規約で別段の定めがない限り、(ア)利用権を(イ)部分と分離して処分することはできない。	ア. 敷地 イ. 専有
建替え決議	集会において区分所有者および議決権の(ア)以上の賛成があれば建替えを決議することができる。	ア. 4/5
市街化区域	すでに市街化を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。これに対して、(ア)区域は市街化を抑制すべき区域とされている。	ア. 市街化調整
開発許可制度	都市計画区域等で開発行為を行うとする者は(ア)の許可を得なければならないが、(イ)区域内において1,000㎡未満の開発であれば許可不要となる。	ア. 都道府県知事 イ. 市街化
用途制限	建物の敷地が2つの異なる用途地域にわたる場合、その敷地の全部について、敷地の(ア)の属する用途地域の用途に関する規定が適用される。	ア. 過半
接道義務	都市計画区域および準都市計画区域内の建築物の敷地は、原則として幅員(ア)m以上の道路に(イ)m以上接していなければならない。	ア. 4 イ. 2
セットバック	建築基準法が施行された際にすでに建築物が立ち並んでいた幅員4m未満の道で、特定行政庁から指定を受けたもの(いわゆる2項道路)は、原則として、道路の中心線から(ア)m後退した線が道路境界線とみなされる。	ア. 2
建ぺい率	(ア)面積の敷地面積に対する割合をいう。用途地域ごとに都市計画で指定されるが、(イ)地域内に耐火建築物を建築する場合などでは建ぺい率の緩和を受けることができる。	ア. 建築 イ. 防火
容積率	(ア)面積の敷地面積に対する割合をいう。用途地域ごとに都市計画で指定されるが、前面道路の幅員が(イ)m未満の場合の建築物の敷地の容積率は、その幅員に基づいて計算した容積率と都市計画で指定された容積率とのいずれか低いほうが適用される。	ア. 延べ イ. 12
防火規制	建築基準法では、建物が防火地域および準防火地域にわたる場合においては、原則として、その建物の全部について(ア)地域の規定が適用される。	ア. 防火
市街化区域内の農地	農地法によれば、農地を宅地に転用するには、原則として、(ア)の許可が必要となるが、市街化区域内にある農地については、あらかじめ農業委員会に届出をすれば(ア)の許可を得る必要はない。	ア. 都道府県知事
基準地標準価格	都道府県が毎年(ア)時点の価格を調査し、発表する価格であり、(イ)価格とほぼ同水準で評価するため売買の目安として利用できる。	ア. 7月1日 イ. 実勢
不動産鑑定評価手法 原価法	不動産の(ア)原価に着目し、これに(イ)修正を行って不動産価格を求める手法。	ア. 再調達 イ. 減価
不動産取得税	不動産を取得した場合に課税されるが、(ア)および(イ)により不動産を取得した場合は不動産取得税が非課税となる。	ア. 相続 イ. 法人の合併
固定資産税	毎年(ア)時点における不動産所有者に課税され、標準税率は(イ)%と定められているが、各市町村の条例によりこれと異なる税率を定めることができる。	ア. 1月1日 イ. 1.4
住宅用地に対する 固定資産税の 課税標準の特例	住宅用地のうち小規模住宅用地(住宅1戸当たり200㎡までの部分)については、固定資産税の課税標準となるべき価格の(ア)の額が課税標準とされる。	ア. 1/6
都市計画税	(ア)区域内に所在する不動産が課税の対象となる。税率は(イ)%で、各市町村は条例によってもこの税率を超えて課税してはならない。	ア. 市街化 イ. 0.3
不動産譲渡時の 税率	短期譲渡では所得税(ア)%、住民税9%であるが、長期譲渡では特例の適用がなければ所得税(イ)%、住民税5%となる。	ア. 30 イ. 15
3,000万円特別控除	一定の要件のもと、マイホームの譲渡所得から3,000万円まで控除することができる特例。(ア)譲渡・(イ)譲渡にかかわらず適用を受けることができる。	ア. 長期 イ. 短期
軽減税率の特例 (低率分離課税の特例)	長期課税所得金額6,000万円以下の部分について所得税(ア)%、住民税(イ)%が適用される。ただし、所有期間が(ウ)年を超えてなければならない。	ア. 10 イ. 4 ウ. 10
手付解除	不動産の売買契約において、買主が解約手付を交付した場合、買主は手付を(ア)し、売主は手付の(イ)を償還することにより、その契約を解除できる。なお、売主が宅地建物取引業者の場合は代金の(ウ)割を超える手付金を受領することができない。	ア. 放棄 イ. 倍額 ウ. 2
売主の瑕疵担保責任	民法によれば、不動産の売主は、引き渡した物件に隠れたる瑕疵が後日発見された場合、その瑕疵を知らなかったとしても売主として責任を負わなければならない。被害者である買主は、その瑕疵を知った時から(ア)年以内であれば損害賠償請求などを行うことができる。	ア. 1
単純利回り と ネット利回り	単純利回りは、年間賃料収入を投資額で除して算出するのに対し、ネット利回りは年間総収入から年間の諸経費を差し引いた(ア)を投資総額で除して算出する。	純利益
土地信託方式	地主が信託契約に基づいて信託銀行等に土地を信託し、信託銀行が建物の建築・管理・運営を行う。なお、土地の(ア)は信託銀行等に移転するが、地主が実質的な所有者であり、収益があれば配当を受けることができる。	ア. 登記上の名義

## 【相続・事業承継】

(語句・数字)

特別養子	(ア)との関係を断絶して養子縁組するので、(イ)についての相続権は有するが、(ア)の相続権は有しない。	ア. 実親 イ. 養親
代襲相続	本来の相続人が、(ア)、欠格、廃除により相続権を失っている場合に、その者の直系卑属が代襲相続人となる。ただし、相続(イ)の場合は代襲相続できない。	ア. 死亡 イ. 放棄
相続放棄	相続放棄を行うには、相続開始を知った時から(ア)カ月以内に家庭裁判所において申述を行うことが必要である。	ア. 3
限定承認	相続の限定承認は、共同相続人の(ア)が共同して行わなければならない。	ア. 全員
代償分割	共同相続人の1人または数人が相続により財産の現物を取得し、その現物を取得した者が他の共同相続人に対し(ア)を負担する分割方法。	ア. 債務
自筆証書遺言	遺言者が全文、日付、氏名をすべて自書し、最後に押印(認印でも可)して作成する。なお、作成に当たり証人は(ア)である。	ア. 不要
検認	(ア)証書遺言と(イ)証書遺言は内容が秘密になっているため、家庭裁判所で内容の確認、記録を行う。	ア. 自筆 イ. 秘密
遺留分	(ア)を除く法定相続人は、遺言により遺留分を侵害された場合、遺留分減殺請求を行うことで遺留分まで遺産を取り返すことができる。	ア. 兄弟姉妹
債務控除	相続税の(ア)を計算する際に、債務と葬式費用を控除することができる。ただし、被相続人が生前に購入した墓地の(イ)代金などは債務控除の対象とはならない。	ア. 課税価格 イ. 未払
弔慰金の非課税金額	被相続人が業務上死亡した場合は、被相続人の死亡時の普通給与の(ア)ヵ月分、業務外の死亡では(イ)ヵ月分まで非課税となる。	ア. 36 イ. 6
生前贈与加算	相続開始前(ア)年以内に、被相続人が相続人に財産を贈与していた場合、その贈与財産は相続税の課税価格に加算される。なお、生前贈与加算される場合の贈与財産の価額は(イ)時点での相続税評価額による。	ア. 3 イ. 贈与
相続税の配偶者の税額軽減	配偶者が法定相続分または(ア)万円のいずれか多い金額までの財産を相続しても相続税額がかからない。なお、(イ)期間は要件とされていない。	ア. 16,000 イ. 婚姻
2割加算	「配偶者、子、父母および(ア)」以外の者に係る相続税額は、本来の税額の2割増しで納付しなければならない。	ア. 代襲相続人となった孫
相続税の申告期限	相続の開始があったことを知った日の翌日から(ア)ヵ月以内に、納税地の所轄税務署長に対して、相続税の申告書を提出しなければならない。	ア. 10
贈与契約	(ア)によらない贈与契約は、すでに履行が終わった部分を除き、贈与者または受贈者のどちらからでも撤回できるが、(ア)による贈与契約では撤回できない。	ア. 書面
死因贈与	贈与者の死を原因として受贈者に財産が贈与される。受贈者には(ア)税が課税される。	ア. 相続
贈与税の基礎控除	暦年課税における贈与税の基礎控除額は(ア)万円である。	ア. 110
贈与税の配偶者控除	夫婦間においてマイホーム(あるいはマイホーム取得のための金銭)の贈与が行われるケースでは、一定要件のもと、贈与金額から(ア)控除と配偶者控除額最高(イ)万円を控除することができる。なお、この特例の適用を受けるには、婚姻期間が(ウ)年以上であることが必要。	ア. 基礎 イ. 2,000 ウ. 20
「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」	「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合、(ア)万円までの贈与について、贈与税の非課税の適用が受けられる。	ア. 1,500
相続時精算課税制度	贈与について累計(ア)万円まで贈与税がかからない。(ア)万円を超える金額には一律(イ)%を乗じて贈与税額を計算する。	ア. 2,500 イ. 20
借地権の評価	相続税評価において、「自用地評価額×(ア)割合」で算出する	ア. 借地権
貸家建付地の評価	相続税評価において、「自用地評価額×(1-(ア)割合×借家権割合×賃貸割合)」で算出するが、貸家が満室の場合、賃貸割合は(イ)%となる。	ア. 借地権 イ. 100
特定居住用宅地等	小規模宅地等の課税価格の減額特例を適用する場合、自宅の敷地部分(特定居住用宅地等)について(ア)㎡まで(イ)%の評価減となる。	ア. 240 イ. 80
特定事業用宅地等	小規模宅地等の課税価格の減額特例を適用する場合、敷地部分(特定事業用宅地等)について(ア)㎡まで(イ)%の評価減となる。	ア. 400 イ. 80
貸家の評価	「自用建物評価額×(1-(ア)割合×賃貸割合)」で算出するが、貸家が満室の場合、賃貸割合は(イ)%となる。	ア. 借家権 イ. 100
生命保険契約の権利の評価	相続開始時において保険事故が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、(ア)の額に基づいて評価する。	ア. 解約返戻金
上場株式の評価	次の①～④のうちもっとも(ア)価額を評価額とすることができる。 ①課税時期の終値 ②当月の終値の月平均額 ③前月の終値の月平均額 ④前々月の終値の月平均額	ア. 低い
大会社(自社株評価)	従業員数(ア)人以上の会社は大会社となるため、(イ)価額で自社株を評価することができる。	ア. 100 イ. 類似業種比準
成年後見制度	成年後見制度には、法定後見制度と(ア)後見制度の2つがあり、法定後見制度には「(イ)」、「補佐」、「補助」の3つの制度がある。	ア. 任意 イ. 後見